

技術、専門性が發揮し得る教育活動及び児童生徒一人一人の障害の種類・程度に応じた教育活動が行われるよう研修の改善充実を図るとともに、研修の効果的推進に努める。

③ 指導体制の充実

盲・聾・養護学校及び特殊学級に対する指導活動の充実並びに適正な就学指導を推進するため、指導体制の充実に努める。

(4) 教育機会の拡充

① 心身障害児の適正就学の推進
心身障害児の適正就学を図るため、養護教育センターの機能の充実に努るとともに、就学指導講習会等を拡充し、市町村就学指導機関の機能・運営が充実するよう指導に努める。

② 養護学校及び特殊学級の適正配置の推進
養護学校対象児及び地域の実態を検討し、適正な学校配置に努めるとともに、特殊学級対象児及び地域の実態に応じた特殊学級の適正配置を図るよう市町村の指導に当たる。

③ 養護学校高等部の適正配置の推進
後期中等教育審議会の答申を踏まえ、養護学校高等部の適正配置の推進に努める。

④ 訪問教育の充実
訪問教育の内容・方法を改善充

実し、可能な限り就学猶予・免除の解消に努める。

(5) 施設・設備の整備充実

① 養護教育諸学校の施設・設備の整備充実
障害の種類及び程度に応じた施設の改善充実と、教材・教具の整備に努める。

② 養護教育センターの開所
養護教育センターを開所し、施設・設備の整備充実を図るとともに、養護教育相談及び研修・研究の拡充を図るため、組織・運営の充実に努める。

五、心のふれあいと生きがいに満ちた社会教育の推進

(1) 社会教育活動の振興

① 家庭教育の充実
家庭教育の充実を図るため、家庭教育（幼児期）相談事業、家庭教育総合推進事業等の充実に努めるとともに、家庭教育学級を充実するよう市町村の指導に当たる。

② 青少年教育の充実
青少年教育の充実を図るため、青少年ボランティア参加促進事業等の充実に努めるとともに、少年教室、青年学級・青年教室の未開設町村の解消に努め、青少年の学習機会を拡充するよう市町村の指導に当たる。

③ 成人教育の充実
成人教育の充実を図るため、成人大学移動講座を開設し、より質の高い学習機会の提供に努めるとともに、成人、婦人、高齢者の学習要求及び実態に対応した学級・講座を開設し、学習機会を拡充するよう市町村の指導に当たる。

(2) 社会教育推進体制の充実

① 社会教育関係職員の確保と資質の向上
専任社会教育主事の未設置町村の解消に努めるとともに、派遣社会教育主事制度の存続を図り、計画的な派遣を行い、社会教育主事の自主設置を促進する。

② 民間有志指導者の養成と活用
民間有志指導者の養成と活用を図るため、高齢者人材活用事業及びふるさと文化ふれあい教室等の充実と指導者の活用に必要な情報・資料の提供に努める。

③ 社会教育関係団体の育成
青少年団体、婦人団体、PTA等の組織の充実と指導者の養成に努めるとともに、地域活動の活性化を促進する。

(3) 社会教育施設の整備充実
① 県立図書館の整備充実

図書館資料の整備充実を図り、県民の多様な学習要求にこたえられるよう図書館機能の拡充を図るとともに、図書館運営の効率化に努める。

② 公民館の整備促進

「公民館の設置及び運営に関する基準」を踏まえ、地域における生涯教育の中心施設にふさわしい公民館の整備充実を図るよう市町村の指導に当たる。

六、伝統を生かした地域性豊かな文化活動の推進

(1) 文化活動の促進

① 芸術文化活動発表の機会の充実
県総合美術展覧会、県文学賞とともに、文化団体を主体として運営している県芸術祭の充実に努める。

② 芸術鑑賞の機会の確保
県展移動展、家庭劇場等を実施し、優れた芸術鑑賞の機会の確保に努める。

③ 文化振興基金の充実と活用
文化団体の育成と県民の自主的な文化活動の活発化を図るため、(財)福島県文化振興基金の充実と活用を促進する。

④ 文化活動指導者の養成確保
芸術セミナーの開催や文化活動指導者バンクの活用により、文化